

2025年 美祢市・山口市観光交流パートナー協議会 誘客推進事業

団体旅行助成金交付要項

第1 目的

この要項は、美祢市・山口市圏域（以下「圏域」という。）の団体観光客の更なる誘致促進、回遊性の向上や滞在消費額の増加を図るため、貸切バスを利用し、圏域内の宿泊、美祢市秋芳洞及び山口市内の観光施設の利用を促進させることを目的とする。

第2 助成対象

「第3 助成要件」を満たし、圏域への旅行を実施した旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた旅行業者で、第1種、第2種の登録認可を受けた旅行業者に対して、予算の範囲内で助成する。ただし、手配旅行に関しては、第1種、第2種に加えて第3種登録も対象とする。

第3 助成要件

以下の要件を満たし、事前に実行委員会会長（以下「会長」という。）に助成金を申請し、会長が承認した旅行を対象とします。

- ① 2025年4月1日から2026年3月20日までの間に、ツアーの催行が完了すること。
- ② 山口市湯田温泉（別表）、美祢市内のいずれかの宿泊施設に1泊以上すること。
- ③ 美祢市の秋芳洞・大正洞・景清洞いずれかの入洞を旅程に組み込むこと。
- ④ 山口市内の観光施設1ヶ所以上を旅程に組み込むこと。
- ⑤ 貸切バス1台あたりの構成人員は15名以上（乗務員、添乗員は含まない）であること。
- ⑥ 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
 - （ア）企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。
 - （イ）発注元が宗教・政治を目的とする団体。
 - （ウ）その他、会長が不適当と認めるもの。
- ⑦ 山口市空港利用インバウンドツアー団体バス助成事業「貸切バス団体旅行助成」との重複申請はできません。

第4 助成金の交付額

- ① 助成金の総額 1,300,000円
※旅行業者単位の限度額は、原則50万円までとする。
- ② 貸切バス1台当たりの助成金額

貸切バス１台につき、乗客数（利用実績）に応じて以下の金額を助成する。

乗客数	助成金額
１５人～１９人	３０,０００円
２０人～２９人	５０,０００円
３０人以上	５５,０００円

第５ 助成金の交付の申請

助成金の交付を申請しようとする者は、出発日の１０日前までに助成金交付申請書（別記第１号様式）及び関係書類を会長に郵送等で提出すること。

第６ 助成金の交付の決定

会長は、前条の申請書の提出があった場合において、助成金の交付の可否を決定し（別記第２号様式）、申請者に通知する。

第７ 事業の変更等

申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合又は事業を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書（別記第３号様式）を提出し、会長の承認を受けること。

第８ 実績報告

申請者は、助成事業終了後１４日以内に実績報告書（別記第４号様式）を会長に郵送等により提出すること。また、請求書（別記第５号様式）も併せて提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

第９ 助成金の交付

会長は、実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し助成金を交付する。

第１０ 助成金交付決定の取消等

助成金の交付決定後もしくは確定後において、次に該当する場合は、会長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求める。

- ①申請書、実施報告書、添付書類等に不正並びに著しい不備があるとき。
- ②天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。

第１１ その他

この要項に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要項は、2025年4月1日から施行する。

別表（第3 助成要件関係）

地区	宿泊施設
美祢市	【美祢市】美祢グランドホテル
山口市	【山口市】西の雅常盤、ユウベルホテル松政、セントコア山口、古稀庵、松田屋ホテル、梅乃屋、ビジネスホテル富士の家、ビジネスホテルうえの、ホテル喜良久、山水園、一福旅館、ホテルルートイン山口湯田温泉、スーパーホテル山口湯田温泉、お宿Onn湯田温泉